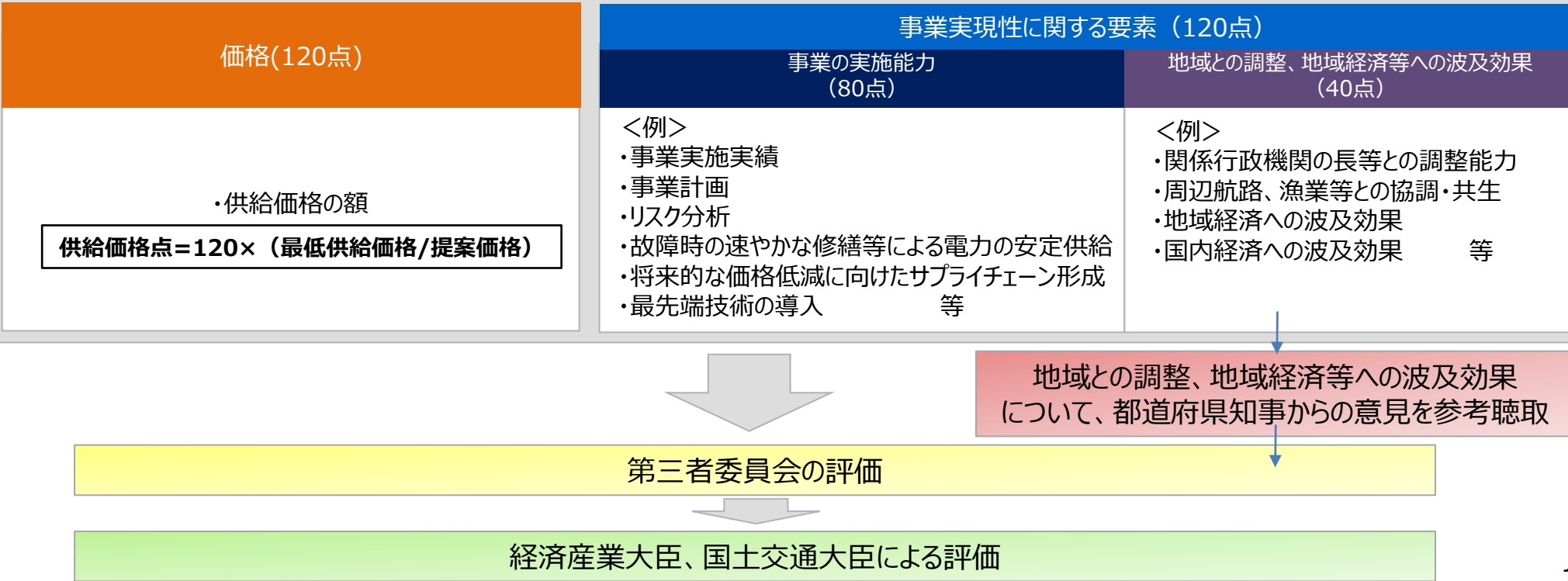


**再エネ海域利用法に基づく事業者選定の
評価の考え方等について**

**2022年7月13日
資源エネルギー庁**

現行の公募占用計画の評価方法の全体像

1. 再エネ海域利用法第15条において、「海洋再生可能エネルギー発電事業の**長期的、安定的かつ効率的な実施**を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者」を選定するとされており、これを踏まえ、**長期的、安定的、効率的な発電事業の実施が可能かという観点から、総合的に評価**。
2. この際、**供給価格は客観的な評価が可能**であることや**国民負担の抑制の両立を図る観点**から、**供給価格を最も重要な要素**として評価。
3. 一方で、洋上風力プロジェクトは、**長期にわたり海域を占用**すること、他の再生可能エネルギーに比べても**地元関係者が多く**、そうした**関係者との調整が必要**なことに加えて、地域経済等への波及効果が大きいことなどから、**①事業の実施能力、②地域との調整や事業の波及効果**という観点から**事業実現性に関する要素を評価する必要**。
4. これらを踏まえ、**事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点**は、当初は**1:1**とし、引き続き方式の精査を図り、実績が蓄えられた段階で、欧州の事例も踏まえ、成熟した事業実現性を前提として、価格に重点を置いた配点への見直し等を検討。
5. なお、地域と結びつきの強い他の入札事例も踏まえ、事業実施能力と地域との調整等の配点は、**2:1**とする。



公募プロセス見直しの検討経緯

<2021年>

- 12月24日 「秋田県能代市・三種町・男鹿市沖」、「秋田県由利本荘市沖」、「千葉県銚子市沖」の3海域における選定事業者を公表。

<2022年>

- 3月18日 ウクライナ情勢を踏まえ、萩生田経産大臣が会見で洋上風力の早期導入に向けた見直し検討を表明
- 3月22日 第11回合同会議において、3海域における事業者選定結果の総括及び公募プロセス見直しの方向性に関する議論を実施。
- 4月 7日 第40回大量導入小委員会において、事業者選定結果の総括及び公募プロセス見直しの方向性を御報告。
- 5月23日 第12回合同会議において、公募プロセス見直しの具体案について議論。
- 5月30日 第13回合同会議において、公募プロセス見直しの具体案について、事業者ヒアリングを実施。
(ヒアリング対象：業界団体＋前回の公募に参加した8事業者)
- 6月23日 第14回合同会議において、第12回合同会議の議論及び事業者ヒアリング結果を踏まえ、公募プロセス見直しの具体案について再度議論し、パブリックコメントに諮る「一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂案）」の内容について座長・委員長一任となった。
- 7月13日 これまでの合同会議における議論について大量導入小委員会に御報告。

公募プロセスの見直しの方向性①

1. これまでの議論を踏まえて、

- (1) 政策的に重要なポイントについて、評価の差違が鮮明に表れるように、事業実施能力について配点等内容を見直しつつ、引き続き、「事業実施能力」を80点満点で評価。「地域との調整」と「地域経済等への波及効果」の合計点を40点満点とし、合計120点満点で評価する。
- (2) 国民負担の抑制と事業の確実な実施の両立が大原則であることから、供給価格と事業実現性評価の配点は引き続き1:1で評価。

2. 事業実施能力80点について、「事業計画の迅速性」(20点)、「事業計画の基盤面」(20点)、「事業計画の実行面」(20点)、「電力安定供給」(20点)としつつ、以下のとおり対応する。

(1) 各評価項目の考え方、評価基準の更なる明確化

- ① 各評価項目を設定する目的・考え方を明記する。
- ② 知事意見を最大限尊重する評価項目について、予めその評価基準を明確化する。

(2) 事業計画の実現性を十分考慮した迅速性評価の実施

- ① 配点が過大との意見があった一方、配点を高めるべきとの意見もあった。ウクライナ情勢を踏まえ、再生可能エネルギーの導入加速に向けた取組は極めて重要であることから配点(20点)は変更しない。
また、予見可能性の観点から、運転開始時期に関する絶対基準を定めつつ、事業計画の実現性を十分考慮するため、事業計画の基盤面・実行面の合計点が5割未満の場合は0点とし、5割以上の場合には、同合計点の評価点比率を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とする。
- ② ペナルティとして運転開始遅延時の保証金没収事由を設ける場合は、不可抗力事由の適用等の検討を行う。なお、再エネ海域利用法第13条第2項第6号及び同条第4項を踏まえ、調達価格等算定委の意見を尊重し検討を行う。
- ③ エネルギーミックス等の政策目標や日本版セントラル方式の導入等の状況も踏まえつつ、必要に応じて評価の考え方は適宜見直すこととする。

(参考) 事業実現性の評価方法

配点の考え方を踏まえ、**事業実施能力（80点満点）**及び**地域調整・経済波及効果（40点満点）**の配点は、以下のとおり、**再構成**する。また、**事業計画の実現性の各評価項目**については、その**重要性**を踏まえ**ウェイト付け**を行う。

事業実施能力 (80点)	事業実施実績	30点	事業計画の迅速性 ○運転開始時期	20点
	事業計画の実現性 ①占有区域、②スケジュール、③実施体制、 ④設備構造、⑤施工計画、⑥工事工程、 ⑦維持管理・労働安全、⑧撤去、 ⑨資金・収支計画 ⑩最先端技術	20点	事業計画の基盤面 ○事業実施体制・実績【10点】 ○資金・収支計画【10点】	20点
	リスク特定・分析	15点	事業計画の実行面 ○運転開始までの事業計画【15点】 （スケジュール、配置、設備構造、施工計画、工事工程） ○運転開始以降の事業計画【5点】 （維持管理、撤去）	20点
	電力安定供給・価格低減	10点	電力安定供給	20点
	最先端技術	5点		
	関係行政機関の長等との調整能力	10点	関係行政機関の長等との調整能力	10点
地域調整、波及効果 (40点)	周辺航路、漁業等との協調・共生	10点	周辺航路、漁業等との協調・共生	10点
	地域への経済波及効果	10点	地域への経済波及効果	10点
	国内への経済波及効果	10点	国内への経済波及効果	10点

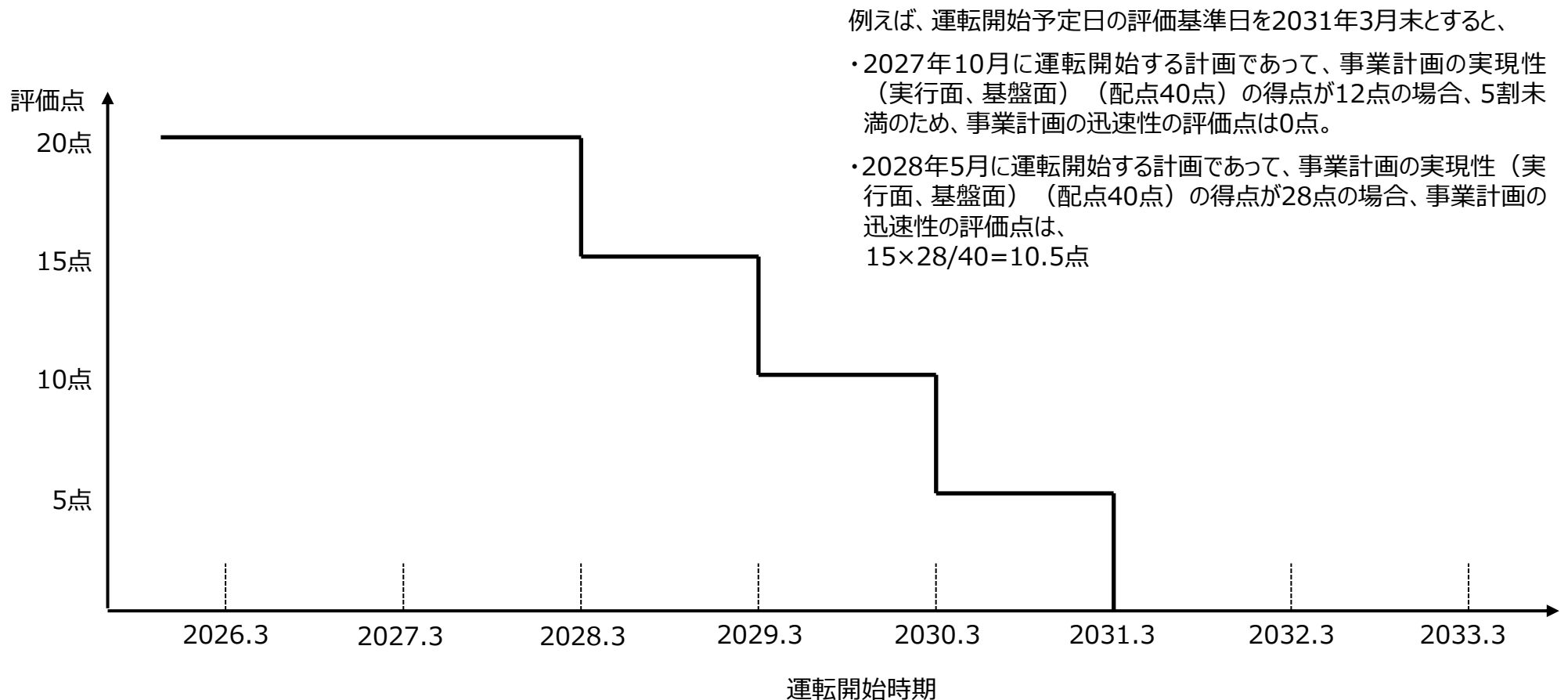
《ポイント》

- エネルギーミックス等の政策目標に資する**早期の運転開始時期の提案に関してインセンティブ付け**するため、「事業計画の迅速性」として、運転開始時期を切り出して評価。（20点）
- 「**事業計画の実現性**」は、**計画の基盤面と実行面を評価する要素に分けて、各項目ごとに重み付けをした配点を設定し、公募占有計画で提出いただく、リスク特定・分析の内容を含めて評価**。
- 「**電力安定供給・価格低減**」については、「**電力安定供給**」として**サプライチェーンの強靱性等を評価**。エネルギー政策上の電力安定供給の重要性の高まりから配点を拡大。（20点）

(参考) 事業計画の迅速性の評価

- (1) 運転開始時期に関する絶対基準を設定し、評価することとする。
- (2) 但し、事業計画の実現性の観点も考慮するため、**事業計画の実現性（基盤面、実行面）の評価点が5割未満の場合は0点**とする。また、5割以上の場合には、運転開始時期に応じた点数に**事業計画の実現性（基盤面、実行面）の評価点比率【配点40点に対する比率】**を乗じた値を**事業計画の迅速性の評価点**とする。

※ エネルギーミックス等の政策目標や日本版セントラル方式の導入等の状況変化も踏まえつつ、運転開始時期の迅速性の評価の考え方は必要に応じて適宜見直す。



公募プロセスの見直しの方向性②

3. 複数区域同時公募時の落札制限

- (1) 国外の洋上風力発電に係る公募では、落札制限（区域数や設備容量）を実施しているケースあり。国内の洋上風力産業が黎明期にあることから、多数の事業者へ参入機会を与える観点から、多数の区域において公募を実施する際の基本的な考え方は以下のとおりとする。
 - (2) 基本的には、（多数の事業者に公募に参画いただく競争環境を維持するため）**応札段階では入札数に制限をかけず、落札数に制限を設けること**としたい。但し、**同時に公募する区域数や出力規模を踏まえて公募毎に適用有無等を検討する。**
 - (3) 制限を設ける場合は、①効率的なサプライチェーン形成の阻害とならないよう**一定の規模を確保すること**や、②**事業実現性と価格評価が著しく劣る事業者が選定されないような制度**とする必要。また、③談合を防ぐ観点から、**SPC、コンソーシアムによる公募参加にあたって一定の制限を設けること**としたい。
 - (4) 具体的には、以下の考え方とする。
 - (i) **1つの公募において、一定規模の複数区域について公募する場合、公募参加者の1者あたりの落札制限として、例えば1GWの基準を設ける。**この場合、公募参加者1者が選定された促進区域の系統容量合計が1GW以上となった場合、落札上限に達したと判断し、当該参加者による、残る応札海域の応札提案は無効とする。
 - (ii) 複数区域に応札する場合の公募参加者の同一性の判断について、共通するコンソーシアム・SPCの構成員の合計議決権比率（共通する構成員が一者の場合は当該者の議決権比率）が1/2超の場合は同一性があると判断する。
 - (iii) 各区域ごとに、まずは、事業実現性評価と価格評価を実施し、各区域ごとにこれら評価の合計点が最も高い者を選定。その上で、複数区域において、同一の公募参加者が選定され、当該区域に関する系統容量の合計が一定規模となる場合、当該公募参加者には、
 - ① **次点の公募参加者との点差が大きな区域を優先して1GWとなるまで割り当てる（※1, 2, 3）。**
 - ② **①で優先順位が決まらない場合（点差が同じ場合）は、系統容量の大きな区域を優先して割り当てる。**
 - ※1 ただし、割当量が1GWを超える場合は、設備容量の過積載を考慮して、最後に加算する系統容量を除いた合計値が0.9GW以上となる場合、最後に加算した当該海域についての応札提案は無効とする。
 - ※2 各海域間の系統容量に大きな差がある場合には、次点の者との点差で決まる海域の割り当て順によって落札できる容量が大きく変動するため、公平性や事業者の予見可能性の観点から留意が必要。
 - ※3 異なる海域同士で評価点差の比較を行うことから、各海域を同一の評価軸で評価すべきことに留意が必要。
- (5) 既に公募を開始している秋田県八峰町・能代市沖の公募も落札制限の対象公募とする。

(参考) 複数区域同時公募時の落札制限のイメージ

【次点との点数差が大きい区域から 1 GW 上限まで割当て際の流れ】

	区域A (0.7GW)			区域B (0.5GW)			区域C (0.3GW)		
	事業実現性評価		価格評価	事業実現性評価		価格評価	事業実現性評価		価格評価
コンソーシアムα	110	② 合計230	120	100	合計220	120	95	① 合計215	120
コンソーシアムβ	100	合計200	100	100	合計210	110	—	▲ 215	—
コンソーシアムγ	90		80	105		70	—		—

【コンソーシアム・SPCの同一性判断事例】

- 【事例1】

共通する構成員：
A・B（100%）
⇒同一コンソ
- 【事例2】

共通する構成員：
A・B・C（100%・70%）
⇒同一コンソ
- 【事例3】

共通する構成員：
A（70%・60%）
⇒同一コンソ
- 【事例4】

共通する構成員：
A（50%・50%）
⇒同一コンソではない

海域①		海域①		海域①		海域①	
コンソーシアムα		コンソーシアムα		コンソーシアムα		コンソーシアムα	
・構成員A（51%）		・構成員A（40%）		・構成員A（70%）		・構成員A（50%）	
・構成員B（49%）		・構成員B（30%）		・構成員B（20%）		・構成員B（30%）	
		・構成員C（30%）		・構成員C（10%）		・構成員C（20%）	
海域②		海域②		海域②		海域②	
コンソーシアムβ		コンソーシアムβ		コンソーシアムβ		コンソーシアムβ	
・構成員A（49%）		・構成員A（30%）		・構成員A（60%）		・構成員A（50%）	
・構成員B（51%）		・構成員B（15%）		・構成員D（40%）		・構成員D（25%）	
		・構成員C（25%）				・構成員E（25%）	
		・構成員D（30%）					

備考 1：会社法で親子会社と定義される構成員については同一の構成員として判断を行う。
備考 2：構成員にSPCがいる場合は、同一性の判断の対象は当該SPCの構成員とする。

公募プロセスの見直しの方向性③

4. 事業実現性評価点の補正

事業実現性評価は、全海域共通で定められる評価基準に照らした絶対評価であるが、各海域によって風況や海底地盤、施工リスク等の特性が異なることから、海域によって評価点の傾向・分布に差異が生じる可能性が高い。つまり、事業実現性評価の点差は、海域毎の特性の違いやそれによる評価点の傾向・分布の違いは考慮されないものとなる。

今後落札制限を実施する際には、異なる海域間の点差を比較考慮することとなるが、再エネ海域利用法に定めているとおり、事業者選定においては、価格と事業実現性を総合的に勘案して「洋上風力発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる者」を選定する必要があり、事業実現性評価においても各海域の特性の違い等を考慮した相対評価に見直すこととする。

具体的には、各海域ごとに、事業実現性評価での最高評価点を満点（120点）とし、同海域の公募参加者の評価点を同一比率により換算（※）することとする。

※ 「事業実現性評価点 = （提案者の評価点／公募参加者の最高評価点）×120点」

【事業実現性評価点補正後の比較】

	区域A (0.7GW)			区域B (0.5GW)			区域C (0.3GW)		
	事業実現性評価		価格評価	事業実現性評価		価格評価	事業実現性評価		価格評価
コンソーシアムα	120 (110)	合計240 (合計230)	120	114 (100)	合計234 (合計220)	120	120 (95)	合計240 (合計215)	120
コンソーシアムβ	109 (100)	合計209 (合計200)	100	114 (100)	合計224 (合計210)	110	—	▲ 240	—
コンソーシアムγ	98 (90)		80	120 (105)		70	—		—

公募プロセスの見直しの方向性④

5. FIP制度導入にあわせた価格点算出方法

- (1) 秋田2海域・千葉1海域の公募では、供給価格について以下の算出式で評価。FIT制度における調達価格と、FIP制度における基準価格は同水準のため、**FIP制度を活用する場合も、基本的には同様の算出式**とする。

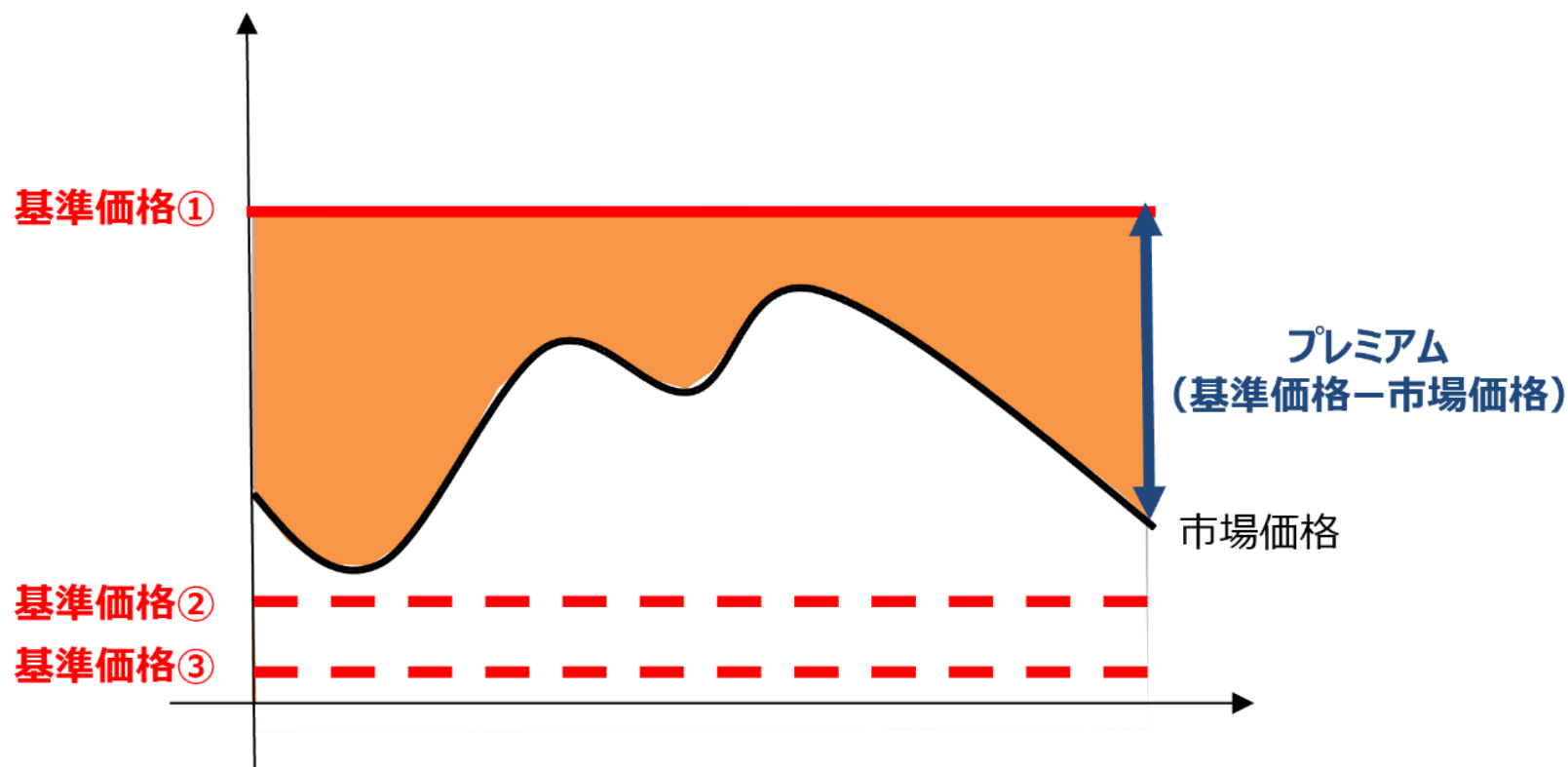
「供給価格点 = (公募参加者の最低供給価格 / 提案者の供給価格) × 120点」(※)

- (2) 但し、FIT制度では調達価格(固定) × kWh = 売電収入(固定)であったものの、FIP制度では基準価格は固定価格であるが、売電収入は市場価格や相対取引の契約条件等により決定されるため、必ずしも基準価格 × kWh = 売電収入ではない。
- (3) また、国外におけるFIP制度では、例えば、基準価格を0円/kWh(つまり、市場価格や相対取引を指向し、FIPによるプレミアム収入は0またはFIP制度を活用しない)で応札する事例もある。
- (4) 仮に、A事業者とB事業者の2者が提案する異なる基準価格について、いずれも常に市場価格以下となれば、プレミアムはバランシングコストのみとなる。しかし、両者の基準価格は異なるため、(いずれも国民の賦課金負担に差が生じないものの) 供給価格点については差が生じることとなる。また、基準価格を0円/kWhとして入札された場合、同海域における全ての提案者について供給価格点を比較することができない。(∴ (※)による計算の結果、供給価格点は0または解なしとなる)
- (5) このため、供給価格点評価では、**事業者が提案する基準価格が市場価格を十分に下回る一定価格(最高評価点価格)以下の場合**は、**一律120点として評価**とする。また、入札において、最高評価点価格以下の供給価格の提案があった場合、供給価格点の算出式(※)における「公募参加者の最低基準価格」は最高評価点価格とする。

なお、最高評価点価格の設定およびその事前の公表・非公表については、FIP制度の価格設定等に関わる議論であるため、公募占用指針策定時に「調達価格等算定委員会」の意見を聴取して決定する。

(参考) F I P 制度における入札価格の考え方

- (1) 基準価格①で入札した場合、市場価格との差がプレミアムとして発生（⇒国民負担有り）。
- (2) 一方、基準価格②や基準価格③で入札した場合、いずれもプレミアムは生じない（⇒国民負担無し）。
- (3) 価格点の評価は、**(最低基準価格/当該提案者の基準価格) × 120点** で評価するため、入札価格に関する評価上限を設定しない場合、基準価格②と基準価格③の入札提案の間には、大きな価格評価点の差が生じることとなる。
- (4) そのため、最高評価点価格（その価格以下であれば価格点が120点満点となる価格）を設定する。同価格は、国民負担を抑制するため、市場価格を大きく下回る水準で設定する。



公募プロセスの見直しの方向性⑤

6. 事業者選定時の公表事項

- (1) 今回の秋田2海域・千葉1海域公募の選定結果公表時は、非選定事業者名は非公表としつつ、
 - (i) 選定事業者の事業者名、構成員名、事業計画概要（発電設備出力、基数、風車機種、運転開始予定時期）
 - (ii) 全公募参加者の評価点（供給価格点（選定事業者の供給価格を含む）及び事業実現性に関する得点並びに合計点）を公表した。また、第三者委員会については、委員属性のみ公表。
- (2) 今後の公募においては、プロセスの透明性の向上、公募参加者の更なる競争促進や地元理解を図るため、選定事業者等の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないように配慮しつつ、以下の内容を選定結果公表時に公表。そのため、選定結果公表時の公表内容について、予め公募参加者から公募占用計画提出時に同意を得ることとする。
- (3) また、第三者委員会の委員については、審査内容の口外禁止や公表までの間の事業者等との接触報告などの条件を課した上で、事業者選定終了から一定期間後に委員名を公表する方向で検討する。

【選定結果時の公表内容】（追加する公表内容は以下の**太字下線**）

ア) 選定事業者/非選定事業者いずれも以下を公表（（i）、（ii）はする）

- (i) **事業者名、構成員名**（※非選定事業者の情報を公表内容に追加）
- (ii) **事業計画概要（発電設備出力、基数、風車機種、運転開始予定時期）**（※非選定事業者の情報を公表内容に追加）
- (iii) 評価点（供給価格点、事業実現性評価点）および**事業実現性評価点の内訳及び講評**

イ) 選定事業者は、ア)に加えて、事業計画の要旨として以下を公表

- (i) 供給価格
- (ii) **事業実施体制**
- (iii) **工事計画（スケジュール、利用する港湾名、港湾利用スケジュール）**
- (iv) **サプライチェーン形成計画の概要**
- (v) **地域共生策の概要、地域・国内経済波及効果**

今後の進め方について

- 今般議論した公募プロセスの見直しを踏まえ、「一般海域における占用公募制度の運用指針」（以下「運用指針」とする。）の変更を行う。
- なお、運用指針は占用公募制度の具体的な運用方針を整理するものであり、公募を実施する区域によらず共通する事項について整理することとする。

【今後の主な見通し】

2022年 7月 「一般海域における占用公募制度の運用指針」の変更に係るパブリックコメントを実施
8～9月頃 パブリックコメントでの意見を踏まえた主要な論点について、合同会議にて議論
運用指針の変更を公示

～年内

{	2022年度の促進区域、有望な区域、準備区域の公表
	（合同会議※、調達価格等算定委員会、公募占用指針案のパブリックコメント等）
	2022年度の促進区域に関する公募占用指針並びに秋田県八峰町能代市沖の促進区域に関する公募占用指針改訂版をセット、公募開始

※第三者委員会の委員名公表のタイミング、落札制限の適用有無なども含めて議論

(参考資料)

合同会議第12回（2022年5月23日開催）における委員からの御指摘事項①

1. 評価の大枠及び配点の考え方

- （1）配点が見直されているが、基本的には大筋は変えていないということで評価できる。今後の公募では、価格差は縮まると考えられるが、事業実現性の評価において、どの程度の点数差が付けば価格点差を逆転できるのか試算があれば示してほしい。
- （2）供給価格と事業実現性の比率を1:1とすることについて賛成。1:1を実現するためにも、地域振興などを考えたときに、事業実現性の各評価において最低1者をトップランナーとする、または自動的に最高点を満点に変換するといった方式の検討が必要ではないか。
- （3）電力の安定供給とサプライチェーン強靱化に重点を置いており、評価できる。

2. 事業計画の迅速性

- （1）サプライチェーンやインフラ形成の観点からも、迅速性の意義は極めて重要。
- （2）迅速性評価は、事業者の準備努力が反映され、かつ政策目標実現時期を加味した案2に賛成。
- （3）迅速性評価のウェイトが強くなり過ぎているのではないか。
- （4）20点と大きく加点すると、選定前から環境アセスを始めるなど、将来的に目指している日本版セントラル方式によるイコルフッティングの方向性と矛盾する。あくまで時限的な措置であればそのように明記すべき。
- （5）早期導入については、配点が高い印象を受ける。このため、運転開始時期の実現可能性についての審査を慎重に行うべき。あわせて、運転開始時期が遅れた場合のペナルティについて、保証金の没収で十分な抑制効果があるのか、検討が必要。

3. 個別の評価基準の考え方

- （1）非価格要素点について、評価基準が見えにくかった中で、メリハリもついた形で明確化され、評価できる。また、資金収支計画の評価については妥当な案と考える。
- （2）事業計画の実現性に含まれる10項目についてプライオリティ付けをしてそれぞれ評価することとしており、評価できる。
- （3）各評価項目について、評価基準が明確になったことは評価できる。他方、各評価項目について、そもそもどういった点を評価するのか、その考え方を明確にする必要があるのではないか。

合同会議第12回（2022年5月23日開催）における委員からの御指摘事項②

4. 落札制限

- （1）落札制限について賛成。産業育成といった観点で、参入事業者の多様化を図り、投資環境を整備することが重要。
- （2）落札制限は、コンソーシアムの組み方に影響を与える。同制度について公募ごとに判断するとしても、実施されるかどうか分からない不透明さゆえに、事業者の事業計画検討に大きく影響し得る。事業者の予見可能性が重要。

5. その他

- （1）国へ提出された知事意見については、難しいかもしれないが、可能な範囲で公開することを検討してもよいのではないか。
- （2）早期の運転開始を可能とするためには、民間側の工夫のみならず、官側の対応として、環境アセスの迅速化や港湾インフラの整備について政府の取組の方向性を示すべき。

合同会議第13回（2022年5月30日開催）における事業者の主な意見①

1. 評価の大枠及び配点の考え方

（1）事業実現性に関する評価について、最高点を120点に換算すべきか否かについては、意見が分かれた。

- 事業実現性について、最高点を120点に ①換算すべき。
②換算する必要はない。

（2）事業計画の実行面の評価については、運転開始前・後の比重の置き方について、前が重要、後が重要、前後ともに同等との意見に分かれた。建設段階での事業リスクが大きいことや、電力安定供給の評価項目でもO&Mの点が評価されることから、事業計画の実行面では、運転開始前に比重を置くことが妥当との意見も見られた。

- 事業計画の実行面のうち、①運転開始前により重きを置くべき。
②運転開始後により重きを置くべき。
③運転開始前・後を同等に評価すべき。

2. 事業計画の迅速性

事業計画の実現性を考慮して迅速性を評価すべきとの意見が多く出されるとともに、配点については、高めるべき・低めるべきの両意見が見られた。

- （1）予見可能性の高い案かつ計画の実現性を一定程度考慮する案とすべき。（案2×案αなど）
- （2）予見可能性の高い案かつ計画の実現性を考慮する案とすべき。（案2×案β）
- （3）予見可能性の高い案かつ計画の実現性を十分考慮する案とすべき。（案2×（案α+案β））
- （4）より迅速性に重きを置く案かつ計画の実現性を一定程度考慮する案とすべき。（案1×案α）
- （5）その他
 - ①運転開始までの期間に応じた評価段階を年単位ではなく月単位とすべき。
 - ②事業者がコントロールできない遅延リスクについてはペナルティの対象外とすべき。

合同会議第13回（2022年5月30日開催）における事業者の主な意見②

3. 個別の評価基準の考え方

支持構造物の動的解析の考え方の明確化や都道府県知事意見の評価基準の明確化に関する意見が見られた。

- （１）支持構造物の動的解析について、必要最低限のレベルとして求めるのは非現実的ではないか。または、考え方を明示すべき。
- （２）知事意見作成にあたり、国が直接地元関係者に意見聴取すべき。
- （３）知事意見の作成における評価基準を事前に開示すべき。

4. 落札制限

コンソーシアム・SPC組成の制約を設けるべきではないとの意見が多く見られた。また、落札制限を設けるべきではないとの意見も見られた。

- （１）コンソーシアム・SPC組成に制約がかかることで自由な競争環境が損なわれるため、落札制限については不要。
- （２）その他
 - ①一律 1 GWとするのではなく、合計系統容量に対する一定比率として定めてはどうか。
 - ②市場シェアや累積総量での制限とすべき。
 - ③他コンソーシアムやSPCへの参画を禁止すべきではない。

5. その他

- （１）非選定事業者の事業内容も一律に公表すべき。
- （２）第三者選定委員の委員名を公表すべき。

合同会議第14回（2022年6月23日開催）における委員からの御指摘事項①

1. 事業計画の迅速性の評価について

事業計画の迅速性評価について、**20点という配点が過大である**との御意見があった一方、**社会情勢変化の政策への反映やインフラ整備の観点から重要性を指摘する**御意見もあった。

- （1）20点という大きな配点は、事業者選定前の環境アセス等の実施を促すこととなり、これまで積み上げてきた制度の運用指針の考え方や日本版セントラル方式の方向性と矛盾するため反対。
- （2）20点という配点は全体の中でインパクトが大きく、留意が必要。
- （3）欧州等でも洋上風力の早期実現が謳われている中で、日本においても迅速性の方針を事業者選定に反映させることは非常に重要。
- （4）インフラ整備の観点から、洋上風力を迅速に導入することが極めて重要。

2. 落札制限の導入について

落札制限の導入については、**制限の規模やスケジュールが不透明で事業者の予見可能性が損なわれる**との御意見があった一方、一時的措置にすべきであるものの、**産業育成の観点から重要**との御意見もあった。

- （1）事業者ヒアリングでも、落札制限の導入そのものに否定的な事業者も少なくない中で、前回の公募結果をもって、適正・公正な競争環境をゆがめる可能性がある制度を導入することは反対。
- （2）近い将来のラウンドを予見しにくい中で検討を始める必要がある中で、落札制限をかけるのが望ましいか、疑問の余地がある。
- （3）予見性を含め、制限の規模が直前にならないと分からないのは、先行投資として地元貢献も含め動いている事業者にとってあまりにも曖昧で動きづらい。よって、せめて落札制限をかけないか、もしくはかけるのであればかける時期をきちんと明記して欲しい。
- （4）落札制限を導入するのであれば、適切なスケジュールを早めに見せていくという形で実施をしていかないと、かなり難しいのではないかな。
- （5）落札制限については、黎明期における特別措置と考えており、事業者・産業育成・多様性の観点から、非常に重要である。エネルギーの安全保障の観点から見ても、多様性というのは必ず担保しなければならない。

合同会議第14回（2022年6月23日開催）における委員からの御指摘事項②

3. 事業実現性評価点の補正について

事業実現性評価点の補正について、**価格点評価の比重を下げる**との御意見があった一方、**価格点だけではなく技術点の評価も重視する観点から重要**との御意見もあった。

- （1）価格点も事業実現性の評価点も、結局 2 番手、3 番手との点差で決まってくるので、最高点をそろえることが目的にかなうわけではない。また、価格点の意味を薄めるという観点で反対。
- （2）事業実現性評価点の補正が制度の大きな変更になるとは思っていない。価格点だけでなく、技術点も重要。
- （3）供給価格と事業実現性の評価点について、1 : 1 の評価について賛成。前回の入札においては、供給価格点だけを重視しているのではないかという誤解が与えられているように思われる。

4. 委員名の公表

公募占用計画の評価に係る第三者委員会の委員名の公表については、意見表明された委員全員が、**事業者選定終了から一定期間後に公表する案に対して賛成**だった。

事業実現性の評価の考え方（事業計画の迅速性を除く）

事業実現性に関する具体的な評価方法

- （１）事業実現性を構成する各評価項目について、より詳細な評価が可能となるよう、以下のとおり、5段階評価＋失格を設定する。（各評価項目の具体的な考え方は2-3.各評価項目の考え方 参照）
- （２）評価の考え方に基づき評価した結果、複数者がトップランナーに位置する場合、トップランナーは1者に限定せず、当該複数者をトップランナーとして認める。
- （３）「事業計画の基盤面・実行面」及び「電力安定供給」については、特に「優れている」及び「良好」の評価区分については、リスク特定・分析の観点から評価基準を設定。

評価区分	評価の基本的な考え方 【事業実施能力関係】 ※事業計画の迅速性を除く	評価の基本的な考え方 【地域調整、波及効果関係】 ※国内経済波及効果を除く
トップランナー	「優れている」の基準を満たすもののうち、洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、特に優れた提案がなされているもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。
優れている	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「優れている」と評価すべきと意見があったもの。
ミドルランナー	「良好」を満たすもののうち、洋上風力発電事業を確実・効率的に実施する上で必要な検討が具体的に示されているもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「ミドルランナー」と評価すべきと意見があったもの。
良好	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」と評価すべきと意見があったもの。
最低限必要なレベル	事業計画において最低限満たす必要のある内容を満たしているもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「最低限必要なレベル」と評価すべきと意見があったもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

各評価項目の考え方

1. 事業計画の実現性（事業計画の基盤面）

（1）事業実施体制・事業実施実績（10点満点）

国内でもまだ前例のない大規模洋上風力発電事業について、長期的、安定的かつ効率的に実施が可能な事業者であるかを評価するため、洋上風力発電事業の実績の有無、効率的な事業実施体制の構築、事業継続に係るリスク管理などの事業の基盤的要素を評価する。

評価区分	評価の考え方
トップランナー （10点）	○「優れている」の基準を満たすもののうち、当該洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、 実務経験を有する人材の確保や適切配置など、事業実施体制が具体的に示されているもの。
優れている （7.5点）	○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、 公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。
ミドルランナー （5点）	「良好」の基準を満たすもののうち、以下の①～③のいずれも満たすもの。 ①SPCの意思決定方法、リスク管理体制、地域共生に関する体制が明確である。 ②SPCの意思決定機関に、 <u>洋上風力発電事業に関する経験のある役員が配置</u> されている。 ③緊急時体制・対応・訓練について、 <u>具体的かつ実現可能性のある内容</u> である。
良好 （2.5点）	○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、 公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。
最低限必要なレベル （0点）	①応募企業、コンソーシアム、SPC構成員及びそれらの協力企業について、 <u>風車の設置や海洋土木工事、発電事業の運営等の役割分担について具体的に記載されているもの。</u> さらに、 <u>役割の主たる者が明確な</u> もの。 ②各役割の <u>主たる者の実績が、その役割に求められるものとして適切である</u> もの。（事業への出資参画のみの実績は評価しない。国内外の実績は問わない。） ③当該実績について、 <u>親会社や子会社などの実績ではなく、応募企業、コンソーシアム、SPC構成員及びそれらの協力企業自らの実績</u> といえるもの。または、親会社や子会社等の実績である場合は、当該親子会社等で実績をもつ者が事業実施体制に組み込まれているなど、親会社や子会社等の実績を活用できることが示されていること。《①～③いずれも満たす必要》
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

各評価項目の考え方（続き）

1. 事業計画の実現性（事業計画の基盤面）

（2）資金・収支計画（10点満点）

建設に大規模な資本を要する洋上風力発電事業について、資金調達やその資金返済が適切な計画となっているか、また20年間超の長期にわたってO&Mを実施するための運転資金や撤去費用について確保できているか、またインフレなど様々なリスク要因を踏まえた、適切な財務計画が立てられているかを評価し、長期的、安定的かつ効率的な洋上風力発電事業を実施可能な事業者であるかを評価する。

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	○「優れている」と評価されるもののうち、 コスト増や収入減少等のリスクに対しより適切な対応がとられており、長期にわたって安定的な資金繰り・財務健全性が確保され、事業継続の確実性が高い計画 であると評価されるもの。
優れている (7.5点)	○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、 ① 公募占用指針で示される感度分析シナリオを実施し、全てのケースでLLCR（$LLCR = \Sigma（元利金支払前キャッシュフローの現在価値） / 借入元本$）が1.0以上であるもの。 ②コーポレートファイナンスによる資金調達の場合、 公募占用指針で示される感度分析シナリオを実施し、全てのケースにおいて調達先との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの。
ミドルランナー (5点)	○「良好」の基準を満たすもののうち、ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関を活用し、資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの。
良好 (2.5点)	○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、 ① 公募占用指針で示される風況変動や工期、金融面（インフレや為替、金利）等に関する感度分析シナリオを実施し、相応に蓋然性の高いリスクが発現したケースでLLCR（$LLCR = \Sigma（元利金支払前キャッシュフローの現在価値） / 借入元本$）が1.0以上のもの。 ②コーポレートファイナンスによる資金調達の場合、 コーポレートファイナンスを行う主体が、金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付がA－またはA3以上の金融機関から当該資金調達額のLOIを取得しているもの。
最低限必要なレベル (0点)	① 事業費の根拠（見積もりまたは過去の実績等）が示され、ダンピングの疑いがないもの。 ② 必要な資本金額の調達方法に実現性がない等不適切ではないもの。 ③ 事業収入について、発電量予測や需給調整に伴う費用等を考慮したものであること。 ④ 当該洋上風力発電事業に伴う収入によって事業終了年度までに累損解消ができる計画であるもの。 《①～④のいずれも満たす必要》
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

各評価項目の考え方（続き）

1. 事業計画の実現性（事業計画の実行面）

（3）運転開始までの事業計画（スケジュール、配置計画、設備構造、施工計画、工事工程）（15点満点）

洋上風力発電事業のプロジェクトが確実に運転開始まで至れるかどうかを評価するため、計画の実現可能性を評価する。

評価区分	評価の考え方
トップランナー (15点)	○「優れている」と評価されるもののうち、以下①、②、③のいずれも満たすもの。 ① <u>運転開始に至るまでのスケジュール遅延等に関するリスクの特定が適切になされその対応が特に優れている</u>と評価されるもの。 ② <u>設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされている</u>と評価されるもの。 ③ <u>（協議会意見とりまとめの留意事項の範囲を大幅に超えて）騒音や環境影響への配慮など地域との共生に特に配慮した計画</u>であると評価されるもの。
優れている (11.25点)	○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、<u>公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れている</u>と評価されるもの。
ミドルランナー (7.5点)	○「良好」の基準を満たすもののうち、以下①～⑥のいずれも満たすもの。 ① <u>ウェイクの影響等を考慮し、超過確率P50（※）の年間発電電力量の最大化を実現する配置</u>となるように検討されていることを示すため、<u>第三者機関等による適切な発電量予測が行われているもの</u>。（※50%の確率で達成可能と見込まれる数値。平年値相当。） ② <u>国内のウインドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容が具体的に記載されているもの</u>。 ③ <u>サイトに応じて求められる水準の型式認証（CLASS Tなど）を取得済みの風車を用いているもの、または同認証を未取得の場合は運転開始前までに取得する見通しについて根拠を持って示されているもの</u>。 ④ <u>工事の確実性や効率性を示す検討内容やそれらの考え方が明確に示されているもの</u>。 ⑤ <u>工事開始前までにISO45001（労働安全衛生）や建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの</u>。
良好 (3.75点)	○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、<u>公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れている</u>と評価されるもの。

各評価項目の考え方（続き）

1. 事業計画の実現性（事業計画の実行面）

（3）運転開始までの事業計画（スケジュール、配置計画、設備構造、施工計画、工事工程）（15点満点）

洋上風力発電事業のプロジェクトが確実に運転開始まで至れるかどうかを評価するため、計画の実現可能性を評価する。

評価区分	評価の考え方
最低限必要なレベル （0点）	①公募占用計画の認定から、各種調査・協議・調整、発電関連の許認可等、施工、運営、撤去等までのスケジュールが根拠とともに具体的に記載され、その内容が妥当であるもの。 ②航路や港湾施設等との隔離距離について適切にとられているもの。 ③騒音や振動、電波障害等の社会制約要因を適切に考慮した配置となっているもの。 ④促進区域の指定がなされていない一般海域に海底送電線等を設置する場合、合理的な理由なく必要最小限の面積を明らかに超えたものとなっていないもの。 ⑤洋上風力発電設備の構造設計が「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」に準じた考え方となっているもの。 ⑥施工開始から施工完了まで、各工程の内容が具体的に記載されているもの。 ⑦適切な工事期間・予備日が設定されていないものや、地盤条件に照らして明らかに工法が不適切なものなど、実現可能性のない施工計画ではないもの。 ⑧施工期間における労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針及び環境保全について、管理体制や方針、労働者の教育訓練、リスク低減措置等が具体的に記載されているもの。 ⑨協議会意見とりまとめの設置や建設にあたっての留意点を考慮した配置計画や施工計画となっているもの。 《①～⑨のいずれも満たす必要》
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

各評価項目の考え方（続き）

1. 事業計画の実現性（事業計画の実行面）

（4）運転開始以降の事業計画（維持管理、撤去）（5点満点）

運転開始以降のO&Mや撤去計画（撤去費用の確保）の実現可能性を評価し、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実施が可能な事業者であるかを評価する。

評価区分	評価の考え方
トップランナー （5点）	○「優れている」と評価されるもののうち、メンテナンス人材の教育や育成、雇用機会創出に特に配慮した計画であると評価されるもの。
優れている （3.75点）	○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。
ミドルランナー （2.5点）	「良好」の基準を満たすもののうち、以下①～②のいずれも満たすもの。 ①各設備の維持管理計画が具体的かつ適切に記載されているもの。 ②撤去費用について倒産リスクを回避した確保方法が根拠をもって具体的に示されているもの。
良好 （1.25点）	○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。
最低限必要なレベル （0点）	①各種法令への対応が明記されているもの ②「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説」に明らかに準拠していないものではないもの。 ③運営・維持管理段階の労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針及び環境保全について、管理体制や方針、労働者の教育訓練、リスク低減措置等が具体的に記載されているもの。 ④撤去方法、撤去費用の金額およびその算出根拠が記載されているもの。 ⑤撤去費用の確保方法が示されているもの（撤去期限までに必要額の積立や金融機関からのLOI取得）。 ⑥協議会意見とりまとめの発電事業の実施や事業終了時の設備等の扱いに係る留意点を考慮した維持管理計画や撤去方針となっているもの。 《①～⑥のいずれも満たす必要》
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

各評価項目の考え方（続き）

2. 電力安定供給（20点満点）

2050年のカーボンニュートラルを見据えて、洋上風力発電は再生可能エネルギーの主力電源化の切り札となることが期待されているところ、日本の電力安定供給の確保の観点から、今後形成される国内の洋上風力サプライチェーン（SC）に関し、電力の安定供給に資するようなSC構築となっているかを評価する。

評価区分	評価の考え方
トップランナー （20点）	○「優れている」と評価されるもののうち、 安定供給・早期復旧に関するハード、ソフトのサプライチェーンやO&Mの取組内容が特に優れている と評価されるもの。
優れている （15点）	○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、 公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったりリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れている と評価されるもの。
ミドルランナー （10点）	「良好」の基準を満たすもののうち、以下の①、②いずれも満たすもの。 ①ハード（設備・部品調達等）に係るサプライチェーンについて、洋上風力発電設備のうち、 故障率が高い部品かつ故障したときに調達リードタイムがかかる部品を特定した上で、（i）国内製造・調達による代替品の確保に向けた具体的な検討、（ii）サプライチェーンの複線化、（iii）調達期間の短納期化 等、電力安定供給のための故障時の早期復旧対策について具体的な検討 がなされている。 ②ソフト（人材等）に係るサプライチェーンについて、安定供給・早期復旧のための メンテナンス人材の育成・確保を具体的に検討 している。
良好 （5点）	○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、 公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れている と評価されるもの。
最低限必要なレベル （0点）	○ 主要なハード（洋上風車本体や風車基礎、海底ケーブル）に関するサプライチェーン形成計画（部品の調達先候補、予備品の保管場所）が具体的に示されている もの。
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

各評価項目の考え方（続き）

3. 関係行政機関の長等との調整能力（10点満点）（都道府県知事の意見を最大限尊重して評価する項目）

洋上風力発電事業は海域を長期にわたって占用し事業を行うことから、地域との共生が重要な電源であるため、地域との調整実績について評価する。

※いずれの評価区分も知事意見を優先。知事意見がない場合もしくは合理的な理由が示されていない場合は、②以下に基づき評価。
その場合、「最低限必要なレベル」は、②～④のいずれも満たすもの。

評価区分	評価の考え方
トップランナー （10点）	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「優れている」と評価されるもののうち、 国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績 があるもの。
優れている （7.5点）	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「優れている」と評価すべきと意見があったもの。 ②「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、 国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績 があるもの。
ミドルランナー （5点）	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「ミドルランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、以下の i)、ii) のいずれかを満たすもの。 i) 国内陸上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績 があるもの。 ii) 洋上風力発電事業との親和性が高い事業 （漁業者や船舶、地元関係者との調整を伴う国内の洋上や沿岸部における事業）について、 関係行政機関の長との調整実績 があるもの。
良好 （2.5点）	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」と評価すべきと意見があったもの。 ②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、 その他事業 （トップランナー、優れている、ミドルランナーに記載されているもの以外のプロジェクト）において、 関係行政機関の長との調整実績 があるもの。
最低限必要なレベル （0点）	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「最低限必要なレベル」と評価すべきと意見があったもの。 ②事業実施体制において、 関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者が明確になっているもの 。 ③ 関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者の実績が示されているもの 。 ④当該実績について、 親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績といえるもの 。または、事業実施体制を踏まえて、 これと同等と言える根拠があるもの 。
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

※公平性・公正性の担保を前提に、関係市町村、漁業関係者等の意見を知事意見に反映できる仕組みとする。（P31参照）

各評価項目の考え方（続き）

4. 周辺航路、漁業等との協調・共生（10点満点）（都道府県知事の意見を最大限尊重して評価する項目）

洋上風力発電事業は海域を長期にわたって占用し事業を行うことから、地域との共生が重要な電源であるため、周辺航路、漁業等との協調・共生策について、地域の要望も踏まえながらより適切な提案がなされているかどうかを評価する。

※いずれの評価区分も知事意見を優先。知事意見がない場合もしくは合理的な理由が示されていない場合は、②に基づき評価。

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「優れている」と評価されるもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、 地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案のうち、中長期的な地域・漁業の発展や振興に資する提案など、特に優れているもの。
優れている (7.5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「優れている」と評価すべきと意見があったもの。 ②「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、 地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策の提案があり、その内容が優れているもの。
ミドルランナー (5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「ミドルランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「良好」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、 地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案しているもの。
良好 (2.5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」と評価すべきと意見があったもの。 ②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえた 地域共生策を具体的に提案しているもの。
最低限必要なレベル (0点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「最低限必要なレベル」と評価すべきと意見があったもの。 ②協議会意見とりまとめを踏まえた 地域共生策を提案し、明らかに不適切な内容ではないもの。
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

各評価項目の考え方（続き）

5. 地域経済波及効果（10点満点）（都道府県知事の意見を最大限尊重して評価する項目）

地域や国民の財産である海域を長期にわたって占用し事業を行うことから、地域経済の発展に資するような経済波及効果をもたらす提案かどうかを評価する。

※いずれの評価区分も知事意見を優先。知事意見がない場合もしくは合理的な理由が示されていない場合は、②に基づき評価。

評価区分	評価の考え方
トップランナー （10点）	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「 <u>トップランナー</u> 」と評価すべきと意見があったもの。 ②「優れている」と評価されるもののうち、 経済波及効果の因子 となる建設、メンテナンス、地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての 確からしさが示され、高い波及効果を有するもののうち、中長期的な観点から地域経済の発展に資するもの 。
優れている （7.5点）	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「 <u>優れている</u> 」と評価すべきと意見があったもの。 ②「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、 経済波及効果の因子 となる建設、メンテナンス、地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての 確からしさが示され、高い波及効果を有するもの 。
ミドルランナー （5点）	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「 <u>ミドルランナー</u> 」と評価すべきと意見があったもの。 ② 経済波及効果の見込みについて具体的に記載 されており、 経済波及効果の因子 となる建設、メンテナンス、地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての 確からしさが示されているもの 。
良好 （2.5点）	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「 <u>良好</u> 」と評価すべきと意見があったもの。 ② 経済波及効果の見込みについて具体的に記載 されているが、 経済波及効果の因子 となる建設、メンテナンス、地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての 確からしさが一部不明確なもの 。
最低限必要なレベル （0点）	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「 <u>最低限必要なレベル</u> 」と評価すべきと意見があったもの。 ② 経済波及効果の見込みについて具体的に記載 されているが、 経済波及効果の因子 となる建設、メンテナンス、地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての 確からしさが示されていないもの 。
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

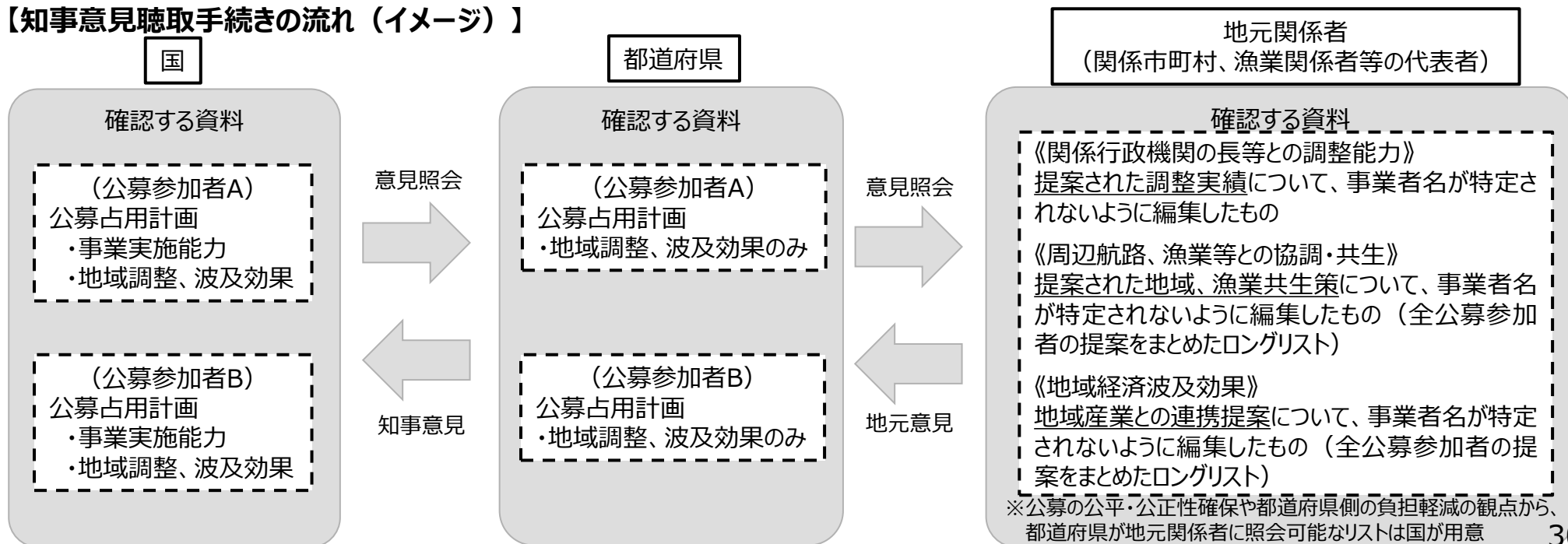
※公平性・公正性の担保を前提に、関係市町村、漁業関係者等の意見を知事意見に反映できる仕組とする。（P31参照）

知事意見聴取手続の進め方

1. 秋田2海域・千葉1海域に引き続き、「**関係行政機関の長等との調整能力**」、「**周辺航路、漁業等との協調・共生**」、「**地域経済波及効果**」の3項目について、地域の代表としての**都道府県知事意見**を聴取し、これを**最大限尊重して評価**を実施。
2. このため、**公募の公平性・公正性が担保された形で**、**関係市町村、漁業関係者等の意見を適切に踏まえつつ**、知事意見を提出いただくことが重要。
3. 都道府県が関係市町村、漁業関係者等へ意見照会を行う場合には、**以下を参考とし、具体的な手順は個別に調整**。
 - (1) 地元関係者のうち意見を代表する者を決定し、当該者から公募占用計画の情報に関する**守秘義務宣誓書**を提出いただく。
(意見を代表する者が複数名となることは可。ただし、当該海域の公募占用計画作成に直接関わっている者や事業に関する業務を受注している企業関係者などは公平性の観点から除外。)
 - (2) その上で、公募の公平性・公正性の観点から、特定の場所・特定の時間において計画内容を確認いただき、その場で回答いただく。(自治体の判断により委員会形式も想定。)

※知事による評価基準については、再エネ海域利用法第13条第5項に基づく公募占用指針に関する関係知事への意見聴取の際、当該知事からあわせて回答いただくとともに、公募占用指針公表時に公表する。

【知事意見聴取手続きの流れ（イメージ）】



各評価項目の考え方（続き）

6. 国内経済波及効果（10点満点）

国民の財産である海域を長期にわたって占用し事業を行うことから、国内経済の発展に資するような経済波及効果をもたらす提案かどうかを評価する。

評価区分	評価の考え方
トップランナー （10点）	○「優れている」と評価されるもののうち、 経済波及効果の因子 となる建設、メンテナンス、地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての 確からしさが示され、高い波及効果を有するもののうち、中長期的な観点から国内経済の発展に資するもの。
優れている （7.5点）	○「ミドルランナー」に評価されるもののうち、 経済波及効果の因子 となる建設、メンテナンス、地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての 確からしさが示され、高い波及効果を有するもの。
ミドルランナー （5点）	○ 経済波及効果の見込みについて具体的に記載 されており、 経済波及効果の因子 となる建設、メンテナンス、地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての 確からしさが示されているもの。
良好 （2.5点）	○ 経済波及効果の見込みについて具体的に記載 されているが、 経済波及効果の因子 となる建設、メンテナンス、地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての 確からしさが一部不明確な もの。
最低限必要なレベル （0点）	○ 経済波及効果の見込みについて具体的に記載 されているが、 経済波及効果の因子 となる建設、メンテナンス、地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての 確からしさが示されていないもの。
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。